

# 一般社団法人日本福祉のまちづくり学会

平成 23 年 5 月 30 日 制 定

平成 26 年 6 月 28 日 一部改正

平成 27 年 10 月 18 日 一部改正

平成 30 年 10 月 15 日 一部改正

令和 2 年 6 月 12 日 一部改正

## 支 部 ・ 委 員 会 会 計 規 則

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会（以下「学会」という。）の支部・委員会会計に関しては、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会定款（以下「定款」という。）、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### （目的）

第 1 条 この規則は、学会の各委員会・各支部における運営に関して、必要な経費（支部支援費、講師謝金、交通費）についての事項を定めることを目的とする。

### （支部支援費の支払いについて）

第 2 条 学会本部（以下「本部」という。）は、総会が終わり次第、6 月末までに各支部に支援費の半額を指定口座に振り込むものとする。（例：支援費 8 万円の場合、4 万円を振り込み）

2 残りの半額は本部で預かり、講師謝金が発生した場合はこの預かり金から支出するものとする。なお、支部より請求があった時に支払える上限は、本部支払い分を差し引いた金額とするが、2 回目以降の支払いは自動的に振り込まれるものではなく、イベント企画と予算案または支援費の支払いが必要な状況の説明を事務局長に提出した後に、事務局長の承認を得て振り込むものとする。

3 支部開催のイベントが、理事会または総会時の年間計画と大きく異なる場合は、イベント直前の理事会（理事会・代議員会運営規則第 3 条記載のメール理事会を含む）の承認を得ることとし、軽微な事業変更は支部の判断で行うも

のとする。

4 公開のシンポジウム・研究会等の運営に必要となる経費については、原則として資料代や参加費の徴収をもって充てることとする。

5 「情報保障・保育託児費」は支援費とは別に、情報保障・保育託児を依頼する委託先（団体・個人）へ本部から直接支払うものとし、「情報保障・保育託児費」は目的以外には使用できない。

6 支部出納帳は通帳と連動している必要があり、本部支払のものは記載しない。本部支払い分は本部の出納帳に「〇〇支部支援費」として記載し、本部が領収書を保管するものとする。なお、本部からの振込は原則としてイベント開催後とする。（先払いが必要な場合は本部と事前相談のこと。）

7 支部が理事会に会計報告をする時は支部支出である旨を報告する必要がある。出納帳をエクセルで管理し、2シート目に「本部支払い分」として記載し、会計報告に加算して作表するものとし、決算時の支援費の合計はシート1＋シート2となるようにする。

（講師が非会員である場合の交通費と謝金について）

第3条 交通費（旅費）は必ず領収書を取ることを基本とし、取れない場合は支払うことはできない旨を事前に講師依頼の際は必ず申し伝えること。ただし、片道100km未満の場合はyahoo路線料金等に準拠して支払うことができるが、その場合はご本人から支払明細もしくは領収書をもらうこととする。

2 謝金は必ず源泉徴収が必要であり、本部から源泉徴収税額を引いた金額を講師に振込むこととし、平成25年1月より源泉徴収税額は、所得税法に定められた額である。

- ・非会員講師への基本謝金額は期間、時間に関わらず10,000円とする。
- ・領収書の但し書きには、源泉徴収税額を必ず明記する。
- ・謝金10,000円の場合、「領収額面は10,000円」、但し書きには「うち源泉1,021円含む」と明記し、振込額は8,979円となる。

（会員への交通費と謝金について）

第4条 原則として、会員への謝金支払いは不要とする。また、支部イベントの場合も支部会員（他支部会員も含む）を講師とした場合、謝金支払いは不要とする。なお、交通費が100kmを超える場合には交通費を支払う。100km未満

の場合は、会員への支払いは不要とする。やむを得ずイベント等の事情により会員に支払うべき交通費、謝金が発生する場合は、参加者の参加費で賄うことを原則とする。

2 アルバイトを雇う場合には、原則として参加者の参加費で、そのアルバイト代と交通費を賄うこととする。

(学会誌への原稿依頼に対する執筆者が非会員である場合の謝金について)

第5条 学会誌への原稿依頼に対する執筆者への謝金は、必ず源泉徴収が必要であり、本部から源泉徴収税額を引いた金額を執筆者に振込むこととし、平成25年1月より源泉徴収税額は、所得税法に定められた額である。

・非会員の執筆者への基本謝金額は1頁(1760文字)4,000円とし、上限額を20,000円とする。

・会員の執筆者への謝礼は不要とする。

(学会誌の広告収入について)

第6条 学会誌への広告掲載に伴う広告収入については、次のとおりとする。

・賛助会員 30,000円(A4版1頁年間3号掲載)

10,000円(任意の1号のみ掲載)

・非会員 50,000円(A4版1頁年間3号掲載)

17,000円(任意の1号のみ掲載)

なお、広告収入は学会誌制作費用に充てるものとし、詳細は別紙「会誌『福祉のまちづくり研究』広告募集要項」のとおりとする。

(査読に対する謝礼)

第7条 論文委員会から査読論文の依頼に対し、査読者への謝礼は1論文2,000円とする。

(緊急助成金)

第8条 突発的に起こる地震等の災害に対する調査支援については、学会として災害研究・支援委員会を中心に取り組むこととし、調査支援費については学会予算積立金より上限30万円を限度とし、学会長の承認を得て緊急助成できるものとする。

(緊急支援金)

第9条 突発的に起こる地震等の災害に対する支援については、物資並びに支

援金を拠出するために、この目的により集められた寄付金等の中から被災地域支部長の下、学会長の承認を得て緊急支援できるものとする。ただし、支援予算は集められた寄付金等の総金額内とする。

2 学会主催（支部・委員会主催も含む）の各種セミナー、講演会、シンポジウムにおいて、災害支援を目的とする寄付をお願いし、集められたものを災害支援金の原資とする。また、全国大会時に学会本部支援費で予算より残額出た場合に、一部を災害支援金に回すことができるものとする。

（その他）

第10条 以上の各条に関わる事項のなかで、特別な事由が認められる場合は、会長および副会長との協議により、本規則の基準外の支出を認めることができる。

（規則の変更）

第11条 この規則の変更は、理事会において行う。

## 附則

- 1 本規則は、平成23年5月30日から施行する。
- 2 本規則は、平成26年6月28日から一部改定施行する。
- 3 本規則は、平成27年10月18日から一部改定施行する。
- 4 本規則は、平成30年10月15日から一部改定施行する。
- 5 本規則は、令和2年6月12日から一部改定施行する。

別表

記載日 平成 年 月 日

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会事務局宛

## 振込依頼票

※ 年 月 日『会誌委員会・ 特別研究委員会 セミナー・勉強会名： 』  
講師(執筆者)謝礼として 円 (振込額 円・源泉徴収額 円)

氏名	
勤務先名称	
所属	
電話 勤務先またはご自宅	
ご自宅住所	

金融機関	
支店名	
口座名義	
口座名義 カタカナ	
預金種目	普 ・ 当 (○をつけてください)
口座番号	